

第6章 防災部

1. 防災部の主要事業

(1) 防災対策事業

防災意識の向上、災害発生時における迅速な初動体制の確立を目指した防災訓練、研修会等を実施する。

(2) 水防対策事業

水防計画の改定、水防資機材を備蓄することにより、的確な水防活動を実施し水害を未然に防止し、また関係機関で設置した減災対策協議会の取組を通じ、被害の最小化を図る体制を整備する。

(3) 地域防災力強化推進事業

地域防災力の向上を目的として、各地区災害対策本部等が実施する防災訓練等に要する経費の補助を行う。

(4) 地域防災指導員の設置

地域防災力の強化を図ることを目的とし、防災に関する知識の普及や各地区での防災訓練等において指導的役割を担っていただく「地域防災指導員」を配置する。

(5) 防災資機材整備事業

近年、大規模化している災害に対応するため、松江市の災害特性などを踏まえ、高齢者、障がい者などの要配慮者の視点やニーズに配慮した防災資機材を年次的に整備・備蓄する。

(6) 原子力防災対策事業

地域防災計画(原子力災害対策編)や原子力災害広域避難計画に基づく災害対応手順の確認や、応急対策活動の迅速化、的確化を図るため、原子力防災訓練を実施するなど、実効性ある原子力災害体制を確立する。

(7) 原子力安全対策事業

立入調査を実施するなど、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定を厳格に運用し、島根原子力発電所の保守・運転等に伴う安全性を随時確認する。松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催し、市民の意見を聞き、原子力安全行政に反映する。

(8) 原子力広報事業

原子力関連施設の見学会、原子力広報紙の発行などを通じ島根原子力発電所の状況及び原子力防災に関する情報提供を行い、周知を図る。

2. 防災

(防災危機管理課)

(1) 松江市地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、松江市防災会議が、本市、関係機関、市民、事務所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定する計画である。

風水害対策編、震災対策編、各種災害対策編、原子力災害対策編及び資料編により構成されており国の防災基本計画の修正等を受け、令和5年2月に一部修正を行った。

(2) 松江市国民保護計画

武力攻撃事態等において、国民保護法の規定に基づき、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び島根県国民保護計画を踏まえ、区域における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、他の機関との連携協力などを定めた計画である。

(3) 防災施設整備の状況

① 防災拠点施設

- 松江市防災センター
- ②情報通信設備・機器
 - 松江市防災行政無線(同報系)
 - IP 無線機
 - 松江市防災メールシステム
 - 緊急速報メール・エリアメール
 - 松江市防災情報ツイッター
 - 防災情報ステーション(公衆無線 LAN)
 - 全国瞬時警報システム(Jアラート)
 - 総合防災情報システム(県端末)
 - 衛星携帯電話
 - 被災者支援システム
 - 定点監視カメラ
 - 災害情報共有システム
- ③備蓄
 - 橋北地区……市役所・支所・消防本部・総合体育館・旧市公民館 等
 - 橋南地区……支所・旧市公民館・市営小浜アパート・忌部小学校・第三中学校 等
- ④飲料水の確保
 - ☆循環式耐震性貯水槽(容量 50 m³・5,500 人×3日分/1基)
 - 橋北地区……内中原小学校・北公園・川津小学校
 - 橋南地区……湖南中学校・津田小学校・中央小学校・古志原小学校・湖東中学校・総合運動公園

(4) 自主防災組織の育成・強化

- 自主防災組織の結成 473 隊(令和 5 年 3 月末現在)

(5) 災害時における各種応援協定締結状況(令和 5 年 4 月 1 日現在)

☆市内所在機関及び民間団体等との協定

- ①災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定書 [JA しまねほか]
- ②災害時における応急支援活動に関する協定書 [宍道湖漁業協同組合・中海漁業協同組合]
- ③災害時における応急対策業務に関する協定書 [(一社)松江建設業協会・松江市建設業連合協議会・松江南建設業協会・松江北建設業連絡協議会・鹿島町建設業協会]
- ④災害時における応急対策業務に関する協定書 [松江八束清掃協同組合ほか]
- ⑤災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定 [(一社)全日本冠婚葬祭互助協会ほか]
- ⑥災害情報放送の実施に関する協定書 [山陰ケーブルビジョン(株)]
- ⑦災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書 [市内 51 社]
- ⑧災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定[日本郵便(株)]
- ⑨災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書 [市内 5 社]
- ⑩災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い [中国電力(株)松江営業所]
- ⑪非常事態における相互応援協定書 [米子ガス(株)・出雲ガス(株)]
- ⑫災害時における応援業務に関する協定書 [松江市測量設計協会]
- ⑬災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書 [島根県電気工事工業組合松江支部]
- ⑭災害時における資機材(避難所運営・応急対応用)レンタルの協力に関する協定 [(一社)日本建設機械レンタル協会 中国ブロック 山陰部会]
- ⑮災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定 [島根県石油協同組合松江支部]
- ⑯災害時における飲料水の提供に関する協定書 [(株)伊藤園]

- ⑰特設公衆電話の設置・利用に関する協定書〔西日本電信電話(株)島根支店〕
- ⑱災害時等における緊急用 LP ガスの調達に関する協定〔(一社)島根県 LP ガス協会、島根県 LP ガス協会松江支部〕
- ⑲災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定〔しまね災害福祉広域支援ネットワーク〕
- ⑳一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書〔(株)島根銀行・松江財務事務所〕
- ㉑災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定〔生活協同組合しまね〕
- ㉒災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書〔協同組合 松江流通センター・ナフコ〕
- ㉓松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書〔松江圏域老人福祉施設協議会〕
- ㉔災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書〔イオンリテール株式会社中四国カンパニー〕
- ㉕災害に係る情報発信等に関する協定〔ヤフー株式会社〕
- ㉖災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書〔株式会社エフエム山陰・株式会社山陰放送〕
- ㉗災害時における施設等の利用に関する協定〔松江工業高等専門学校〕
- ㉘災害時における行政書士相談業務に関する協定〔島根県行政書士会〕
- ㉙災害時における宿泊施設の提供等に関する協定〔松江旅館ホテル組合〕
- ㊱災害救助物資の調達に関する協定〔株式会社ジュンテンドー〕
- ㊲一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書〔しまね信用金庫〕
- ㊳災害発生時における福祉避難所(特別支援学校)に関する協定書〔島根県教育委員会〕
- ㊴災害発生時における福祉避難所(特別支援学校)に関する覚書〔特別支援学校5校〕
- ㊵災害時における LP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定〔山陰酸素工業株式会社〕
- ㊶災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定〔太陽建機レンタル(株)、日立建機日本(株)中国・四国支社西中国支店、(株)アクティオ中国支店〕
- ㊷災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定〔島根県訪問看護ステーション協会松江支部〕

☆市町村相互間における協定

- ①災害時の相互応援に関する協定書〔島根県・島根県内市町村〕
- ②中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
- ③中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書〔米子市・境港市・安来市・出雲市・鳥取県西部町村会〕
- ④地震等災害時の相互応援に関する協定〔国際特別都市建設連盟〕
- ⑤全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱
- ⑥日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
- ⑦山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書〔鳥取市、米子市〕
- ⑧災害時における相互応援に関する協定書〔福山市、珠洲市、宝塚市、尾道市、大口市〕
- ⑨中核市災害相互応援協定〔全国中核市〕
- ⑩山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定〔山陰都市〕
- ⑪災害時の相互応援に関する協定書〔中海・宍道湖・大山圏域・備後圏域連絡協議会〕

☆その他の協定

- ①中海・宍道湖・大山圏域消防相互応援協定〔出雲市消防本部・安来市消防本部・鳥取県西部広域行政管理組合消防局〕
- ②島根県防災ヘリコプター応援協定
- ③鉄道災害時の安全管理体制確保に関する覚書〔西日本旅客鉄道(株)(米子支社・広島支社)・一畑電鉄(株)〕
- ④災害時における情報交換に関する協定書〔国土交通省中国地方整備局〕
- ⑤防災対策協力に関わる協定書〔松江地方气象台〕
- ⑥災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書〔出雲市・安来市・鳥取県西部広域行政管理組合・玉井斎場管理組合〕 他

(1) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(安全協定)

島根原子力発電所の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、島根県、松江市及び中国電力(株)で締結。

平成 17 年3月に島根県、旧鹿島町及び中国電力(株)の三者で締結していた安全協定を市町村合併により引き継いだものであるが、平成 18 年2月に発電所が重点的に取り組むべき事項を明確化することなどを理由に協定の改定を行っている。

これまで、原子炉施設の変更等の計画に対する事前了解や立入調査などを行い、保守・運転に関する安全性の確認を行っている。

(2) 松江市原子力発電所環境安全対策協議会

島根原子力発電所の保守運営に伴う周辺環境の安全対策の推進及び市民の安全と健康の確保並びに市民の意見を原子力安全行政に反映することを目的として、平成 17 年 11 月に設置。

設置要綱では市議会議員、各種団体の推薦を受けた者及び市職員の合計 50 人以内の委員で協議会を組織することになっている。

これまで協議会では、島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル計画や、平成 22 年3月に発覚した島根原子力発電所の保守管理の不備、福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえ国において策定された新規制基準や島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査、島根原子力発電所1号機の廃止措置などを議題に委員から意見を聞いている。協議会設置以降、令和 4 年度末現在で合計 53 回の会議を開催した。

(3) 松江市原子力災害広域避難計画

地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、市域を越える広域的な避難措置に必要なルールや体制を定め、広域避難等の防護措置が円滑に実施できる体制を構築することを目的として策定する計画であり、福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえ、国、県、避難先自治体及び関係機関の協力のもと、平成 26 年3月に策定し、令和 5 年 3 月に一部改定を行った。

また、広域避難計画に基づき、地区毎に定められた避難経路及び避難経由所の確認及び視察を行うとともに、避難先自治体から説明を受けることにより、広域避難計画の周知及び避難先に関する理解を深めることを目的とした視察研修を平成 25 年度より実施している。

令和 4 年度末現在で合計 31 回(地区)、966 人の住民参加により視察研修を行った。

(4) 原子力関連施設見学会

原子力に関する理解促進を図るため、広報・調査等交付金を活用し、市民を対象とした原子力関連施設の見学会を実施している。

平成 17 年度以降、令和 4 年度末現在で合計 78 回開催し、2,077 人の方が参加した。